

岩手県企業局管理規程第1号

企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局公印規程の一部を改正する規程

企業局公印規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																					
<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印（企業出納員の公印を除く。）を使用しようとするときは、押印しようとする<u>文書</u>を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該<u>文書に係る決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">公 印</th><th rowspan="2">管守機関</th></tr><tr><th>印刻文字</th><th>大きさ（ミリメートル）</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県企業局業務課 発電所建設課長</td><td>〃</td><td>業務課発電所建設 課長</td></tr><tr><td>施設総合管理所長</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	公 印		管守機関	印刻文字	大きさ（ミリメートル）	[略]			岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長	[略]		岩手県企業局業務課 発電所建設課長	〃	業務課発電所建設 課長	施設総合管理所長	[略]		[略]			<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印（企業出納員の公印を除く。）を使用しようとするときは、押印しようとする<u>行政文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）</u>を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該<u>行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">公 印</th><th rowspan="2">管守機関</th></tr><tr><th>印刻文字</th><th>大きさ（ミリメートル）</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>施設総合管理所長</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	公 印		管守機関	印刻文字	大きさ（ミリメートル）	[略]			岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長	[略]		施設総合管理所長	[略]		[略]		
公 印		管守機関																																				
印刻文字	大きさ（ミリメートル）																																					
[略]																																						
岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長	[略]																																					
岩手県企業局業務課 発電所建設課長	〃	業務課発電所建設 課長																																				
施設総合管理所長	[略]																																					
[略]																																						
公 印		管守機関																																				
印刻文字	大きさ（ミリメートル）																																					
[略]																																						
岩手県企業局業務課 土木・施設担当課長	[略]																																					
施設総合管理所長	[略]																																					
[略]																																						
備考 改正部分は、下線の部分である。																																						

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。